

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三号

#### 広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第六条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- 一 六十歳以上の者
- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条一号に規定する障害者でその障害の程度が、イ、ロ又はハに掲げる障害の種類に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める程度であるもの
  - イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
  - ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度
  - ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度
- 三 戦傷病者特別救護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症の程度であるもの
- 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者

でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

第六条の三第一項第一号中「条例第六条第一項第二号及び第四号」を「条例第六条第一項第二号、第四号、第五号及び第六号」に改める。

第十四条第二項第一号中「条例第六条第一項第二号の金額」を「条例第六条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる場合に応じそれぞれ同号イ、ロ又はハに掲げる金額」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該同居させようとする者に未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金があるとき。

四 当該同居させようとする者に駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金があるとき。

第十五条第二項第二号を次のとおり改める。

二 当該承継者の条例第十三条第二項の規定により認定された収入の額が、公営住宅にあつては条例第六条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる場合に応じそれぞれ同号イ、ロ又はハに掲げる金額を、改良住宅にあつては同条第二項後段の規定による謄替後の金額を超えるとき。

第十五条第二項第四号中「前三号」を「前六号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 現に同居している配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者であるとき。

第十五条第二項第三号を同項第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該承継者に未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金があるとき。

四 当該承継者に駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金があるとき。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

##### （入居者資格の特例）

2 この規則の施行日前に五十六歳以上である者に対するこの規則による改正後の第三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「六十歳以上の者」とあるのは「平成二十四年四月一日前に五十六歳以上である者」とする。